

保険税水準の統一について

栃木県保健福祉部
健康長寿推進課

令和 8 (2026) 年 7 月 (8 月)

1 概要

趣旨

国が示す「保険料水準統一加速化プラン」において、R15年度（遅くともR17年度）までに保険税水準の統一を目指して取り組むこと、今年度に中間見直しを行う県国保運営方針（第3期：R6年度～R11年度）に完全統一に向けた目標年度を明記することが要請されている。

このため、本県の完全統一の目標年度設定、検討課題の方向性について、御意見を伺うもの。

保険税水準の統一とは

★納付金ベースの統一（令和10年度達成予定）

⇒各市町の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させないこと。

R6年度～R10年度の5年間で医療費水準を反映しない方法へ段階的に移行

★完全統一（**目標年度未設定**）

⇒保険税率を県内で一本化し、被保険者間の公平性を確保するもの。

完全統一により、県内のどこに住んでも、**同じ世帯構成、同じ所得水準であれば、同じ保険税水準**となる。

これまでの経緯

H30 国保制度県単位化

R3 県国保運営方針（第2期）に基づき、保険税水準統一について市町とともに具体的な協議を開始

R5.12 県国保運営方針（第3期）策定。統一の考え方（定義）や納付金ベースの統一について明記

R6 県国保運営方針（第3期）に基づき、保険税水準統一について市町とともに具体的な協議を継続
納付金ベースの統一の段階的移行の開始（～R10年度）

2 完全統一目標年度の設定について

県の考え方

完全統一の目標年度：令和15年度

【理由】

1 国からの要請等への対応

- ・「保険料水準統一加速化プラン」で示された取り組むべき期間内で、今後の県・市町の統一に向けた作業スケジュール等を勘案
- ・国の「保険者努力支援制度交付金（取組評価分）」の評価項目とされており、目標年度をR16年度以降に設定した場合、R15年度以前に設定した場合と比較して、交付金額が減額となる。

2 25市町へのアンケート結果

「栃木県国保運営方針連携会議」（構成員：県・市町国保主管課長等）におけるアンケート（R7.10）の結果、目標年度をR15年度とすることが望ましいとする意見が多数（23市町）

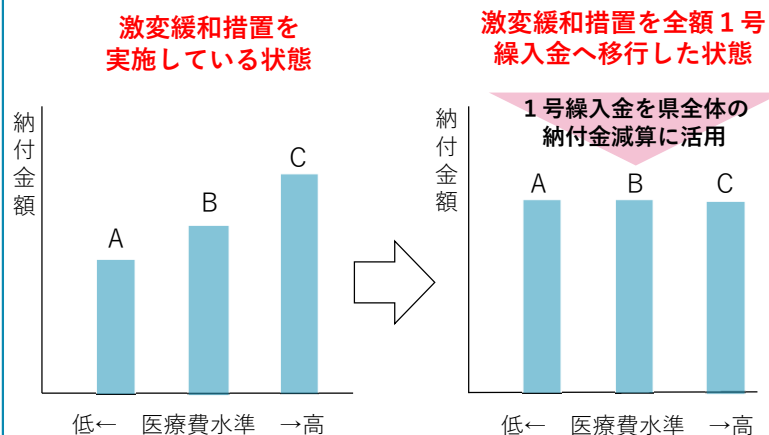
国の施策動向や県内市町の意向を踏まえ、完全統一目標年度をR15年度とし、今年度実施する県国保運営方針中間見直しにおいて、その旨を盛り込む方向性としていたい。

3 統一に向けた主な検討課題と対応の方向性

① 統一に向けた県繰入金の活用

【市町への影響】

医療費水準以外全て同条件として
仮定したA・B・C町の比較



【課題】

- ・ 現在、納付金算定において、段階的に医療費水準を反映しない方法に移行するのに併せ、県2号繰入金(※)による激変緩和措置を実施中(R6年度～)だが、R11年度以降の県2号繰入金の活用方針は未定。

対応の方向性

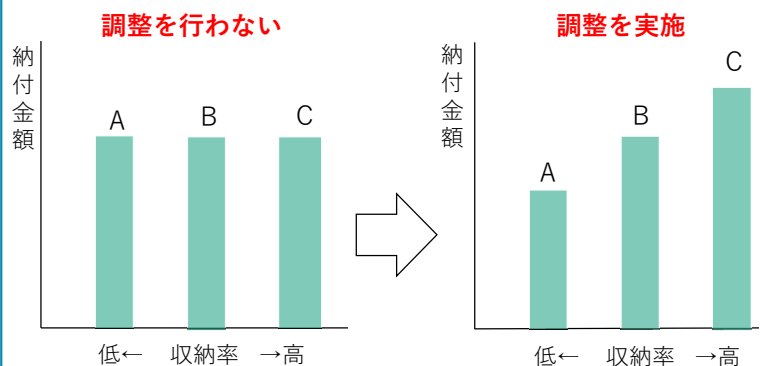
- ・ 医療費水準に応じた県2号繰入金による激変緩和措置はR13年度まで継続
- ・ 県2号繰入金による激変緩和措置は、R11年度から段階的に県1号繰入金に移行
- ・ 完全統一後の医療費が低い市町へのインセンティブのあり方等について協議

※県1号繰入金：県全体の納付金の減算に活用、県2号繰入金：市町個別調整に活用

② 標準的な収納率による調整

【市町への影響】

収納率以外全て同条件として
仮定したA・B・C町の比較



【課題】

- ・ 現在は未実施だが、国が示す算定方式上、完全統一(統一税率)とするために各市町の標準的な収納率による調整が必須とされている。
- ・ 当該調整を行った場合、収納率の高い市町の納付金が上がることとなる。

対応の方向性

- ・ 標準的な収納率による調整の影響を考慮しつつ、収納率が高い市町へのインセンティブのあり方等について協議
- ・ 収納率格差縮小のための市町支援を強化

4 スケジュール等

国保運営方針中間見直しスケジュール

R8.7～8 各市町長との意見交換

R8. 国保運営方針連携会議分科会及び国保運営方針連携会議を適時開催し、中間見直し案等の協議・検討

R9.2 栃木県国民健康保険運営協議会（国保運営方針の改定の答申）

R9.3 **栃木県国民健康保険運営方針の改定**

【参考】他都道府県の状況

令和6年度からの各都道府県の国保運営方針における、完全統一の目標年度設定状況は下記のとおり。

- ・完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県
- ・完全統一の目標年度を定めている都道府県（19道県）

- ・ R9年度:滋賀県
- ・ R11年度：福島県、大分県
- ・ R12年度：北海道、青森県、宮城県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
- ・ R12年度～R17年度：岩手県、広島県
- ・ R15年度：群馬県
- ・ R18年度：神奈川県、香川県

※令和8年3月11日全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料（抜粋）